

平成29年度



# 共創プロジェクト

[ 募 集 要 項 ]

地域団体、NPO法人、学校、企業等の市民同士の連携による  
「新しい公共活動（地域の課題解決）」の自立・持続化を市が応援しています。

## 応募期間

第1期 4月3日(月) ~ 5月8日(月)  
第2期 7月3日(月) ~ 8月9日(水)  
第3期 9月1日(金) ~ 10月5日(木)

周南市・公益財団法人周南市ふるさと振興財団

# 目 次

---

## I 周南市共創プロジェクト募集要項

申請の流れ	1
1 プログラムの概要	2
2 対象団体	2
3 連携主体の登録	2
4 対象事業	2
5 対象経費	3
6 支援内容	4
7 申請手続	5
(1) 申請窓口	
(2) 連携主体登録申請	
(3) 補助金等交付申請	
(4) 専門家派遣申請	
(5) 事業計画の変更等	
8 審査方法	7
(1) 書類審査（1次審査）	
(2) 公開プレゼンテーション（2次審査）	
(3) 審査基準等	
9 市に対する協力	8
10 実績報告	9
11 その他の留意事項	9
12 Q & A	10
■ 参考資料	14
(1) 周南市共創プロジェクト事業連携主体登録要綱	
(2) 周南市共創プロジェクト事業補助金交付要綱	

## 申請の流れ

### ①事前相談

取り組みたいテーマや連携相手のイメージ、補助金申請の手続き等に関するご相談をお受けいたします。(年間を通して受け付けています)

### ②連携主体登録

連携相手が決まりましたら、登録窓口に、郵送又は持参により提出してください。ただし、補助金等交付申請の2週間前までに申請してください。(⇒2 ページ 3)  
(年間を通して受け付けています。)

### ③事業計画づくり

登録した連携主体の計画策定をプロデューサー等が支援します。(⇒4 ページ 6)  
プロデューサー支援は、補助金申請の必須条件です。(日程等は事前に調整します。)

### ④補助金等交付申請

申請窓口に、郵送又は持参により提出してください。(⇒6 ページ (3))

- ▶ 持参の場合：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ▶ 郵送の場合：応募期間の最終日の消印有効

### ⑤共創プロジェクト審査会

申請のあった事業について、「審査委員会」において審査します。(⇒7 ページ 8)

### ⑥補助金交付等の決定

交付等の可否を文書で通知します。また、決定の状況は、市ホームページで公表します。  
(<http://www.city.shunan.lg.jp/section/kyodo/ksp.html>)

- ▶ 事業実施：年度末(3月末)までに事業完了(一定の成果)する必要があります。
- ▶ 補助金の交付：概算払(概算払いの請求が必要です)

### ⑦事業実施

- ▶ 財政支援：100万円以内(補助率10/10、初期投資分を対象)(⇒4 ページ 6)
- ▶ 人的支援：プロデューサー、専門家による助言
- ▶ 情報支援：ホームページ、情報誌等による活動を発信

### ⑧実績報告・発表会・精算

- ▶ 実績報告：事業完了後30日以内又は年度末(3月末)までに実績報告書を提出してください。(⇒9 ページ 10)
- ▶ 額の確定：実績報告書の内容をもとに確定した交付金額を、文書により各団体に通知します。なお、過払いとなった額を返還していただくこととなります。

## 1 プログラムの概要

地域の価値創出に向けて、さまざまな団体同士が連携し、継続して取り組まれる地域づくり活動を支援します。(⇒4ページ 6 支援内容)

補助金(下限額)	補助金(上限額)	補助率	支援件数
無し	100万円以内	10/10	25件程度

※補助金無しでも申請できます。(人的支援、情報発信のみ受ける等)

## 2 対象団体

周南市民が主体的に参画し、周南市の地域の価値創出に継続して取り組む、2つ以上の団体が連携した団体(連携主体)を対象とします。

※対象外となる団体(⇒10 ページ Q2)

(例) ボランティア団体、NPO法人、実行委員会、地域コミュニティ推進組織、自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、子ども会、PTA、商工会、商工会議所、社会福祉協議会、観光協会、協同組合、学校、病院、企業等による連携主体

## 3 連携主体の登録

共創プロジェクトの対象団体になるためには、連携主体登録が必要です。連携主体登録をすると、プロジェクト計画の策定支援等を受けることができます。※連携主体の概要をホームページ等で紹介します。(⇒5 ページ (2))

## 4 対象事業

補助金の対象となる活動は次のとおりです。(周南市まちづくり総合計画の施策)

※対象外となる事業：(⇒11 ページ Q5)

### ① 教育・子育てに関する活動

教育の充実、教育環境の充実、子供の健全育成、子育て環境の充実 など

### ② 生涯学習・人権に関する活動

生涯学習の推進、文化・芸術活動の振興、スポーツの振興、人権尊重社会の実現 など

### ③ 地域づくりに関する活動

地域コミュニティの活性化、中山間地域の「地域づくり」の促進、市民活動の促進 など

### ④ 安心安全に関する活動

災害に強いまちづくりの推進、消防・救急体制の充実強化、市民生活の安全性の向上 など

### ⑤ 福祉・健康・医療に関する活動

地域福祉の推進、高齢者福祉の充実、障害者福祉の充実、健康づくりの推進、地域医療の充実 など

### ⑥ 都市基盤に関する活動

生活道路の整備の促進、交通環境の充実、緑の空間の創造、快適な居住環境の整備、水道の安定供給と下水道の充実 など

### ⑦ 産業・観光に関する活動

農業の振興、林業の振興、水産業の振興、地域ブランドの推進、中心市街地の賑わいの創出、商業の振興、工業・新産業の振興、企業立地と就業支援の促進、産業基盤の整備、観光・コンベンション等による交流の推進 など

### ⑧ 環境共生に関する活動

新エネルギーの活用と低炭素社会の実現、循環型社会の実現、環境保全の推進 など

### ⑨ その他の活動

市政に参画できる仕組みの充実、シティプロモーションの充実 など

## 5 対象経費

対象経費は、連携主体が自立し、活動を継続するために必要な初期投資に要する経費とします。

### 〈補助対象経費〉

項目	補助対象となる経費
報償費	活動の初期投資と考えられる講師又は有識者への謝金、その他の経費で、補助団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	活動の初期投資と考えられる講師又は有識者招へいのための旅費、その他の経費で、実施に直接必要な旅費
需用費	活動の初期投資と考えられる消耗品費(各種材料費、教材、資料代を含む。)、印刷製本費(看板等作成費、ガイドマップ印刷など)及び修繕料
食糧費	活動の初期投資と考えられる講師又は有識者に提供するための食糧費(ただし、講演等の時間が通常の食事時間にかかる場合において提供する社会通念上妥当と考えられる金額のものに限る。)
委託料	活動の初期投資と考えられる委託料で、補助団体の構成員以外の者に支払う経費(調査委託、ホームページの作成委託料など)
使用料及び賃借料	活動の初期投資と考えられる使用料及び賃借料で、補助団体の構成員以外の者に支払う経費
備品購入費	活動の初期投資と考えられる機材のうち、補助団体での管理が確実にできるもの
その他	その他活動の初期投資と考えられる費用(簡易な工事に係る費用など)

### ▶ 補助対象とならない経費

以下のような経費は対象外です。

- ア. 連携主体の構成員の報酬、給与等全般、共済費、賃金等全般
- イ. 事務的経費の性格を有する消耗品費、食材としての消耗品費、燃料費及び光熱水費並びに上記以外の印刷製本費及び修繕料
- ウ. 通信費、通訳料、保険料筆耕料及び広告料
- エ. 負担金全般、資本金全般
- オ. 補助団体の運営及び維持のために要する経常経費、補助事業の実施に直接必要とは認められない補助団体の活動経費

※基準による判断が難しい場合は、市は、周南市共創プロジェクト事業審査委員会と協議の上、補助対象経費か否かを判断します。

## 6 支援内容

### 事業計画策定支援(審査前)

連携主体の事業計画の策定を地域づくりプロデューサー等が支援します。

#### (1) 支援対象事業

- ▶ 連携主体として登録された団体の事業であること。
- ▶ 補助金等交付申請を目指す事業であること。(補助金無しでも申請できます。)

#### (2) 支援の内容

- ▶ プロデューサー、専門家による連携主体への助言 (計画策定、運営、起業等) シナリオづくり、プロジェクト化、資金調達手法等について支援する。
- ▶ 関係者による会議の企画・運営の支援  
事業の開発・運営に関わるメンバー、事業の対象者、資源提供者、市関係課職員、支援者などが一同に会して、プロジェクトについて考える会議(ステークホルダー・ミーティング)を、連携主体が開催するのを支援する。
- ▶ 連携主体の情報をホームページ等で紹介  
事業内容、策定の様子をホームページ等にて紹介する場合があります。

### 事業実施支援(審査後)

共創プロジェクト事業審査委員会(⇒8ページ(3))の審査により決定された連携主体のプロジェクト活動の実施を、地域づくりプロデューサー等が支援します。

#### (1) 支援対象事業

- ▶ 共創プロジェクト事業審査委員会の審査により決定されたプロジェクトであること

#### (2) 支援の内容

- ▶ 補助金の交付  
1事業(プロジェクト)あたりの補助限度額は100万円(補助率:10/10)とし、交付決定日から平成30年3月31日(土)までに実施する事業を対象とします。また、補助対象経費は、連携主体が自立し、活動を継続するために必要な初期投資に要する経費とします。ただし、補助金は予算の範囲内で交付しますので、プロジェクトの選考状況により、限度額まで交付できない場合があります。また、国、県等の他の補助金又は交付金等を受けている場合は、当該額を事業費から控除した額を補助します。(⇒6ページ(3))
- ▶ プロデューサー、専門家による連携主体への助言 (事業実施、運営、起業等)
- ▶ 関係者による会議の企画・運営の支援 (策定支援と同様)
- ▶ 連携主体の事業実施状況等のマスコミへのプレスリリース、市ホームページ発信などによる告知の支援
- ▶ 連携主体の活動取材し、ホームページ、ラジオ、冊子等で紹介 (2年目以降)

## 7 申請手続

### (1) 申請窓口

内容		窓口
提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連携主体登録申請</li> <li>○補助金等交付申請</li> <li>○補助金等実績報告</li> <li>○専門家派遣申請</li> <li>○専門家派遣報告 等</li> </ul>	<b>周南市市民活動支援センター</b> 〒746-0025 山口県周南市古市1丁目1番21号 周南市西部市民交流センター内 電話:0834-62-4682 E-mail shiencent@city.shunan.lg.jp
相談等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共創プロジェクト全般</li> </ul>	<b>周南市地域づくり推進課</b> <b>地域づくり支援担当</b> 〒745-0045 山口県周南市徳山港町1-1 電話:0834-22-8412 F A X:0834-22-8428 E-mail:kyodo@city.shunan.lg.jp

### (2) 連携主体登録申請 (⇒10 ページ Q1~4)

原則、補助金等交付申請の2週間前までに申請してください。

- ▶ **提出方法** 持参または郵送
- ▶ **申請受付期間** 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)  
 ※持参: 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ▶ **提出書類**  
 申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。
  - ①共創プロジェクト事業連携主体登録申請書
  - ②連携主体の概要書
  - ③その他の書類(各団体の事業計画書、収支決算書、役員名簿、定款等)
- ▶ **登録の決定**  
 地域づくり推進課において決定します。(概要書の内容を公開します。)
- ▶ **登録の通知**  
 登録後速やかに通知文書を送付します。
- ▶ **登録の変更**  
 団体の概要書の内容に変更があったときは、周南市共創プロジェクト事業連携主体登録変更届に変更後の団体の概要書を添えて、周南市市民活動支援センターに提出してください。
- ▶ **登録の取り消し**  
 次のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を取り消します。

- ア. 本募集要項の「2対象団体（P2参照）」にあてはまらないとき。
- イ. 登録の内容に虚偽の記載があったとき。
- ウ. 団体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。
- エ. 団体としての信用を失う行為があったとき。
- オ. 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- カ. 団体が解散したとき。

**(3) 補助金等交付申請** (⇒11 ページ Q5～15)

▶ **提出方法** 持参または郵送

▶ **申請受付期間**

第1期	平成29年4月3日(月)～5月8日(月)
第2期	平成29年7月3日(月)～8月9日(水)
第3期	平成29年9月1日(金)～10月5日(木)
※持参の場合：平日の午前8時30分から午後5時15分まで ※郵送の場合：受付期間の最終日の消印有効	

▶ **提出書類**

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④その他の書類（価値の見える化シート、相手方登録申請書等）

※備品購入を伴う事業は、見積書等を添付してください。

※施設設備(工事)を伴う事業は、設計図書、平面図、見積書、現況写真、位置図等を添付してください。

**(4) 専門家派遣申請**

▶ **提出方法** 持参または郵送

▶ **提出書類**

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。

- ①共創プロジェクト事業専門家派遣申請書  
(プロデューサーとの事前協議が必要です)
- ②その他の書類(見積書等)

▶ **派遣の決定・決定の通知**

地域づくり推進課において決定し、速やかに通知文書を送付します。

▶ **派遣の報告**

派遣後2週間以内に、派遣報告書の提出をお願いします。

(プロデューサーへの報告が必要です)



## (5) 事業計画の変更等

事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合や、交付申請を取り下げる場合は手続きが必要となりますので、必ず地域づくり推進課へ事前にご相談の上、必要書類を郵送又は持参により提出してください。

### ▶ 事業を変更するとき

補助事業を変更する場合は、補助事業等変更申請書を提出し、あらかじめ地域づくり推進課の承認を受けてください。

### ▶ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき

速やかに補助事業等中止（廃止）申請書を地域づくり推進課に提出し、その承認を受けてください。

### ▶ 事業が期間内に完了（一定の成果）しない又は事業の遂行が困難となったとき

速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により、地域づくり推進課に報告し、指示を受けてください。

## 8 審査方法

連携主体が企画・実施する公益活動を市が支援するにあたり、その公平性、公正性、透明性を高めるため、周南市共創プロジェクト事業審査委員会が審査します。

補助対象事業の審査は、共創プロジェクト事業審査委員会により、申請書類に基づく書類審査及び公開プレゼンテーションを行い審査します。市長は、委員会の審査結果を尊重して補助事業と補助金の交付額を決定します。

### (1) 書類審査（1次審査）

- ▶ 公開プレゼンテーションに先立ち、申請書類の写しに基づき、共創プロジェクト事業審査委員会が、一定数のプロジェクトを選考します。

第1期	平成29年5月中旬
第2期	平成29年8月中旬
第3期	平成29年10月中旬

### (2) 公開プレゼンテーション（2次審査）

- ▶ 書類審査（1次審査）の結果に基づき、共創プロジェクト事業審査委員会において、審査します。

第1期	平成29年5月下旬
第2期	平成29年8月下旬
第3期	平成29年10月下旬

※開催日時、開催場所は、申請件数を確認後決定し、申請団体に通知します。

※プレゼンテーションは、補助金を受けるための必須条件です。

※事前に、プレゼンテーション資料を提出してください。

※発表に係る割り当て時間（準備を含む）は、1団体10分程度です。

※発表者は、申請団体の代表者以外でもかまいません。

### (3) 審査基準等

#### ▶ 審査員

審査は、学識経験者、有識者等で構成される共創プロジェクト事業審査委員会が行います。審査員は、本人もしくは親族が所属する団体などについては、審査の公平性を保つため、その団体に関する審査を辞退します。

#### ▶ 審査基準

項目	要件	点数
公益性	地域の課題解決、市民ニーズに貢献する事業であること 創出される価値が明確であること	30点
持続性	原則、3年間の継続実施を前提に取り組むこと 事業実施の効果が一過性に終わらないこと 補助終了後に自主財源等により事業を継続・発展できる可能性 があること	30点
先進性	創意工夫が凝らされた個性的な事業であること 他地域・団体の活動の促進などの波及効果が期待できること	20点
連携	団体同士がともに企画・運営・実施し、お互いの役割分担、 資金分担等が明確にされていること	20点

#### ▶ 審査方法

- ア. 審査員の持ち点は、1人100点です。
- イ. 獲得点数の高いものから、候補団体を決定します。ただし、審査員が審査を辞退した場合は、平均点の高いものからとします。
- ウ. 同点の場合は、審査員の多数決で決定します。
- エ. 審査の結果は、後日、市のホームページ等で公表しますが、各審査員の審査内容は公表しません。

#### ▶ 結果通知及び公表

申請団体には、審査結果に基づき補助団体を決定し、速やかに補助金交付の可否にかかわらずその結果を書面で通知します。また、市のホームページ等でも結果を公表します。

## 9 市に対する協力

補助団体は、共創プロジェクト事業のPRにご協力ください。共創プロジェクト事業を市民の方に知っていただくために、補助団体は補助事業を行う際、ポスターやチラシ等に、共創プロジェクト事業である旨の表示をお願いします。

また、補助事業の価値を市民の方に知っていただくために、平成29年度補助事業の中から数件程度、補助事業に関連するアンケート調査やデータ提供などをお願いする場合があります。



## 10 実績報告

### (1) 発表会・交流会への出席

補助期間中の活動成果について発表を行っていただきます。

(3月下旬を予定しています。)

### (2) 補助金実績報告書等の提出

事業が完了したときは、30日以内又は平成30年3月31日(土)のいずれか早い日までに、以下の書類(各1部)を郵送又は持参により提出してください。

#### ▶ 提出書類

- ①補助事業等実績報告書
  - ②事業報告書
  - ③収支決算書
  - ④事業に要した費用の領収書の写し、契約書の写し等
  - ⑤補助事業の実績(補助事業の効果が検証できるもの)記録写真、資料等
  - ⑥価値の見える化シート
  - ⑦その他市長が必要と認める書類(連携主体による自己評価シート等)
- ※必要に応じて補助事業の実績などについては公表します。

### (3) 共創プロジェクト事業委員会等への出席

事業完了後の共創プロジェクト事業審査委員会等において、補助期間中の活動成果について評価します。その際、必要に応じて補助団体の出席をお願いすることがあります。

## 11 その他の留意事項

### (1) 証拠書類等の保管

本補助金の申請事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿や通帳、領収書などの証拠書類は、補助金の交付年度の終了後5年間保管が必要となります。また、補助金の予算執行の適正を期するために、必要があるときは市等から報告を求めたり、現地検査を行うことがあります。

### (2) 備品等の取り扱いについて

本補助金により取得し又は効用の増加した財産(施設・設備や購入備品等)は、ラベルや台帳の作成をするなど、適切に管理してください。なお、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合は、必ず承認の手続きが必要となりますので御注意ください。

## 12 Q & A

### 【連携主体の登録について】

#### Q1 周南市に拠点（事務所）を置いていない団体でも登録できますか？

連携主体の代表団体は、周南市に拠点（事務所）を置く必要があります。ただし、代表でない団体は、周南市域を対象とした活動や周南市の地域資源を活用する活動に取り組む団体であれば、周南市に拠点（事務所）を置く必要はありません。

#### Q2 どのような相手と連携すれば良いのですか？ また、連携団体の数について制限はありますか？

連携する相手の組織形態（自治会、住民自治協議会、教育機関、市民活動団体、民間企業、業界団体、任意団体など）は問いません。また、連携する団体の数に制限はありません。

ただし、次のような団体は対象となりません。

- ・ 補助金を申請する事業を実施するためだけに構成された一過性の団体
- ・ 連携主体の代表団体の事務所が市外にある団体
- ・ 政治活動、宗教活動等を主たる目的とする団体
- ・ 団体の構成員に暴力団等を含む団体 など

#### Q3 個人事業主ですが、個人でも登録できますか？

活動を継続的に実施するためには、団体を構成する必要があると考えているため、個人の活動は登録することはできません。団体の形態は問いませんので、個人の場合には任意団体の立ち上げ等をご検討ください。

#### Q4 株式会社なども登録できますか？

株式会社など民間企業も連携主体を組むことができます。事業が、次項に記載する周南市の価値を高める公益性の高い事業であれば、連携主体として登録できます。また、連携主体の代表団体となることも可能です。

## 【共創プロジェクトの申請(補助金等交付申請)について】

### Q5 どのような活動が対象となりますか？

「地域の夢や希望が膨らむ取り組み」「地域資源を活用することで地域の所得が増える取り組み」「地域社会のコストや負担が軽減する取り組み」「地域住民の不安や不便が少なくなる取り組み」など、地域の課題解決等による地域の価値を高める公益性、自立性、先進性等の高い事業（公益事業）が、対象となります。

ただし、次のような活動は対象となりません。

- ・特定の個人・団体が利益を受ける事業
- ・事業効果に持続性又は発展性が欠けると認められる事業
- ・既存の団体が、これまでやってきた事業を同じ内容、同じやり方で行う事業
- ・単発のイベント実施を目的とするなど一過性の事業
- ・周南市から補助金等を受けている事業
- ・平成30年3月31日までに実施されない事業 など

### Q6 既存の活動は対象になりますか？

既存の活動の単なる継続については対象となりません。他の団体やグループと連携することにより、新規に事業展開する場合や、既存の活動をより活発化するために追加で事業展開するものが対象となります。活動を実施することで、既存の活動の展開が飛躍的に広がる、またはゴールやミッションへの到達が早くなるといったことを目指し、そのための事業構築を行うことが必要です。

### Q7 例年実施しているイベントは対象になりますか？

毎年実施している場合でも単発のイベントは、対象とはなりません。イベント開催については、他の団体やグループと連携することにより、長期的な視点にたった事業モデル構築の一つの手段として開催することが必要となります。

### Q8 活動計画の策定支援は、必ず受けないとはいけませんか？

単発的でなく事業をしっかりと自立・継続できるようプロデューサーとの会合を設けます。他の活動との調整や、支援の目的などを十分に理解していただくためにも必ず受けてください。

### Q9 補助金等交付申請書の書き方について、事務局にアドバイスをしてもらうことはできますか？

申請書の事務的な書き方、各項目の意図していることなどについてのアドバイスはいたしますが、事業内容に踏み込んだコンサルティングなどはプロデューサーや専門家派遣の支援をとおして実施することとします。

**Q10 対話集会・説明会に参加しなくても補助金等交付申請はできますか？**

申請はできますが、できれば参加をお願いしています。個別の会合や出前による説明会なども行っておりますのでご活用ください。

**Q11 周南市の他の助成金を受けていますが、補助金等交付の申請はできますか？**

該当する事業が、周南市の他の助成金等の支援を既に受けている（あるいは、申請している）場合、事業の登録を申込みことはできません。  
ただし、既に受けている助成金等の支援の対象が、登録を申込み事業とは別の事業である場合は、申請することができます。

**Q12 年度末までに事業が完了できない見込みですが補助金を活用することはできますか？**

補助金の対象となる経費は年度単位で区切られるため、年度内に完了しない事業に補助金を充てることはできません。長期にわたる取り組みの場合でも、当該年度で一定の完了を見込む事業内容を設定してください。

**Q13 補助金以外にもサポートはありますか？**

補助金を交付することだけが「支援」とは考えていません。対象となった事業の実現をサポートし、支援期間終了後も、その事業が自立的・継続的に展開ができる状態にすることを目指しています。  
そのため、事業計画づくりなど計画初期の段階から、活動の実施者と進捗管理のための連絡を密にとりながらサポートをしていきます。また、事業関係者の集う会議の開催支援や、事業の状況に応じた専門家からのアドバイス、情報発信のサポートなど各種支援をプロデューサーを中心に行います。

**Q14 選定された活動の、特設サイトでの紹介を断ることはできますか？**

共創プロジェクトでは、広く市民に周知するため、積極的な情報発信に努めています。また、選定された活動は、地域の価値を高めるためのヒントでもあるため、全活動は特設サイトで紹介させていただきます。  
ただし、公開できない部分もありますので、公開内容については団体に確認をとった後に掲載します。

**Q15 活動が選定された場合に、「共創プロジェクトにて選定された活動」であることを、団体の広報活動等でPRすることはできますか？**

選定された活動を広報・PRすることができます。  
ただし、選定された年度を記載してください。また、事業を行う際、ポスターやチラシ等に、共創プロジェクト事業である旨の表示（ロゴマーク等）をしていただきます。

## 【活動の実施支援について】

### Q16 補助金は、団体本体の活動に使うことができますか？

共創プロジェクトは、連携主体を組まれた団体が、周南市の価値を高める公益性の高い事業を自立、継続していくための支援事業です。従って、補助金の利用は、支援期間中に定めた事業計画に基づく「事業」に限定しており、他の目的での利用はできません。

なお、支援対象となる経費は、その取り組みの持続に必要な初期投資（イニシャルコスト）を対象とします。項目としては、報償費、旅費、需用費、食糧費、委託料、使用料及び賃貸料、備品購入費です。

### Q17 2年連続で補助金は受けることができますか？

補助金は初期投資に限りますので1年目のみになります。

### Q18 支援期間中、関係者会議を実施しなくてもいいですか？

事業の実施支援は事業構築を目的としており、補助金の交付と事業構築のための会議などはセットで取り組んでいきます。関係者会議は、事業を自立・継続させていくために重要だと考えているため必要です。

どのような目的で、どのような人に参加いただくか、どう会議運営するかなどは、取組みの段階に応じて事務局と相談しながら進めていくことになります。

### Q19 既に、市外で実施している事業を行うことは可能ですか？

可能です。ただし、市外での事業を、周南市民のニーズ、地域の状況に応じて改良改善し、「周南市仕様」の新しい事業に取り組むことが必要です。

また、その事業が単年度や単発のものに終わるのではなく、周南市で根付くための仕組みづくりや拠点づくりをすることが必要となります。

### Q20 事業の実施支援の選考はどのように行われますか？ また選考基準の公表などはありますか？

実施支援の選考は外部委員を中心とした共創プロジェクト事業審査委員会において募集要項審査基準に基づき審査します。

なお、審査結果については市のホームページで公表します。

### Q21 事業実施者の病気、災害、事故等により、やむを得ず事業を中断しなければならない場合にはどのようにすればいいですか？

事業の実施支援開始後、何等かの理由で事業が実施できなくなった場合は、速やかに事務局に連絡してください。事業実施者と協議のうえ、その後の対応を検討します。

○周南市共創プロジェクト事業連携主体登録要綱（平成28年3月18日要綱第16号）

（趣旨）

**第1条** この要綱は、周南市共創プロジェクト事業補助金交付要綱（平成28年周南市要綱第17号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けようとする団体が周南市に登録をするに当たっての要件、手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（登録要件）

**第2条** 登録を申請できる団体は、次の各号に定める要件の全てを満たすものとする。

- （1）周南市民が主体的に参画し、周南市まちづくり総合計画の実践的展開につながる活動に取り組む2人以上で組織された団体同士が連携した団体（以下「連携主体」という。）であること。
- （2）連携主体の代表団体の事務所を周南市内に置くこと。
- （3）特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （4）暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体でないこと。
- （5）その他補助金の交付を受けることが不相当であると認められる団体でないこと。

（登録の申請）

**第3条** 登録を希望する連携主体は、周南市共創プロジェクト事業連携主体登録申請書（別記様式第1号）に、連携主体の概要書（別記様式第2号）、役員名簿等の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

（登録の決定）

**第4条** 市長は、前条の規定による申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請対象となる連携主体として登録し、連携主体の概要書の内容について公開するものとする。

（登録の通知）

**第5条** 市長は、前条の規定により、連携主体を登録したときは周南市共創プロジェクト事業連携主体登録決定通知書（別記様式第3号）により、前条の規定により不適合となり登録しなかったときは周南市共創プロジェクト事業連携主体非登録通知書（別記様式第4号）により、当該連携主体に通知するものとする。

（登録の変更）

**第6条** 登録を受けた連携主体（以下「登録主体」という。）は、連携主体の概要書の内容に変更があったときは、周南市共創プロジェクト事業対象連携主体登録変更届（別記様式第5号）に変更後の連携主体の概要書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

**第7条** 市長は、登録主体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を取り消すことができる。

- （1）第2条に掲げる登録要件を欠くことになったとき。
- （2）登録の内容に虚偽の記載があったとき。

（3）連携主体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。

（4）連携主体としての信用を失う行為があったとき。

（5）登録主体から登録抹消の申出があったとき。

（6）連携主体が解散したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、周南市共創プロジェクト事業連携主体登録取消通知書（別記様式第6号）により、当該連携主体に通知するものとする。

（報告）

**第8条** 市長は、登録主体に対し、必要に応じて活動内容等の報告を求めることができる。

（その他）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、連携主体の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



## ○周南市共創プロジェクト事業補助金交付要綱（平成28年3月18日要綱第17号）

（趣旨）

**第1条** この要綱は、周南市地域づくり推進計画（平成28年1月15日制定）に基づき、共創の地域づくりの実現に向けて、共創プロジェクトを実施するに当たり、市民自らが公共の担い手となる新しい公共の取組を一層拡大するため、2人以上で組織された団体同士が連携した団体（以下「連携主体」という。）が取り組む地域の課題解決等の事業に要する経費の一部を補助することにより、それらの活動及び取組が、自立及び持続していくことができるよう支援することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象主体）

**第2条** 補助金の交付申請対象となる連携主体（以下「補助対象主体」という。）は、周南市共創プロジェクト事業連携主体登録要綱（平成28年周南市要綱第16号。以下「連携主体登録要綱」という。）第4条の規定による登録を受けている連携主体とする。

（補助対象事業）

**第3条** 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿って行われる周南市まちづくり総合計画の実践的展開につながる周南市域を対象とした活動で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 教育・子育てに関する事業
- (2) 生涯学習・人権に関する事業
- (3) 地域づくりに関する事業
- (4) 安心安全に関する事業
- (5) 福祉・健康・医療に関する事業
- (6) 都市基盤に関する事業
- (7) 産業・観光に関する事業
- (8) 環境共生に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、次に掲げる事業を含んだ事業は、補助対象事業とはならないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 事業効果に持続性及び発展性が欠けると認められる事業
- (4) 既存の団体が、これまでやってきた事業を同じ内容かつ同じやり方で行う事業
- (5) イベント実施を目的とするなど一過性の事業
- (6) 本市の他の条例、規則、要綱その他の規定による補助その他の助成を受けている事業

（補助対象経費）

**第4条** 補助対象経費は、補助対象事業の自立及び事業の継続のために必要な初期投資に要する

経費とし、別表に定める基準によるものとする。ただし、別表の基準により難い場合は、市は、周南市共創プロジェクト事業審査委員会設置要綱（平成28年周南市要綱第18号）第1条に規定する委員会と協議の上、補助対象経費か否かを判断する。

（補助金の交付額）

**第5条** 補助金の交付額は、1事業当たり100万円を限度とし、補助対象事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 国、県等の他の補助金、交付金等を受けている場合は、当該額を事業費から控除した額を補助するものとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

**第6条** 補助金の交付申請を行うものは、補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、別に定める周南市共創プロジェクト事業募集要項に定める募集期間内に、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

**第7条** 前条の規定により申請された補助対象事業は、別に定める審査要領に基づき、審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を受けて、補助金を交付することが適当であると認められる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を決定し、その結果を補助金等交付決定通知書（規則別記第2号様式）により、補助金の交付申請を行ったものに通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、補助金の交付申請を行ったものに通知するものとする。

4 市長は、必要に応じて補助事業の名称、補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助団体」という。）の名称、計画等を公表する。

（補助事業の変更等）

**第8条** 補助団体の代表者は、補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく補助事業等変更申請書（規則別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助団体の代表者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業等中止（廃止）申請書（規則別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助団体の代表者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難とな

った場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、指示を受けなければならない。

- 4 市長は、第1項若しくは第2項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合において、その内容を調査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかに補助金等交付変更通知書（規則別記第6号様式）により当該補助団体の代表者に通知するものとする。

（補助事業の適正な遂行）

**第9条** 補助団体の代表者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

- 2 第7条の規定による通知を受けた補助団体の代表者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、当該年度の3月末日までに補助事業を完了しなければならない。

（調査及び進捗状況の報告）

**第10条** 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関する調査又は補助団体の代表者に対し、補助対象事業の遂行に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

**第11条** 補助団体の代表者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときから30日以内に、補助事業等実績報告書（規則別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあつては、事業実施の属する末日に作成するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、必要に応じて前項に定める補助事業の実績等について公表する。

（補助金の額の確定）

**第12条** 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則別記第8号様式）により、補助団体の代表者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

**第13条** 市長は、前条の規定により確定した補助金の額を、補助事業の完了後に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、第7条の交付の決定に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

（補助金の交付請求）

**第14条** 前条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとする補助団体の代表者は、周南市補助金等交付請求書（規則別記第9号様式）

を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により、補助金の交付の請求をしようとする補助対象団体は、補助金等概算払（前金払）交付請求書（規則別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

**第15条** 市長は、前条第1項及び第2項の規定による補助金の交付請求があった場合は、審査の上、当該補助金を交付する。

（補助金の取消し）

**第16条** 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第20条第1項各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用する。

（補助金の返還）

**第17条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助団体の代表者に対し補助金等返還命令書（規則別記第13号様式）により、速やかに返還を命ずるものとする。

（財産の処分権限）

**第18条** 補助団体の代表者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

（関係書類等の整備）

**第19条** 補助団体の代表者は、その事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿やその証拠書類を整理しなければならない。

- 2 前項に掲げる証拠書類については、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しなければならない。

（補助事業の評価）

**第20条** 補助団体の代表者は、当該年度の事業終了後に周南市共創プロジェクト事業委員会において補助事業の評価を受けるものとする。

- 2 補助団体の代表者は、必要に応じて、周南市共創プロジェクト事業審査委員会に出席するものとする。

（その他）

**第21条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。





共創の未来

周南市 Future Creation